

門真市農業委員会定例総会議事録

1 日 時 令和7年4月8日（火）午前10時～午前10時20分

2 場 所 門真市役所 別館3階 第3会議室

3 議 長 西村 覚

4 署名委員

7番：西川 敬治 委員 8番：西口 猛 委員

5 出席委員（8名）

1番：川田 勉 委員 2番：川田 雅彦 委員 3番：川中 仲文 委員

4番：木原 早智子 委員 5番：寺裏 和正 委員 7番：西川 敬治 委員

8番：西口 猛 委員：9番：西村 覚 委員

6 欠席委員（1名）

6番：土井 清孝 委員

7 職務のため出席した者

局 長：柏原 佳太

局次長：吉田 武史

主 任：谷本 大輔

8 議案・報告等

（1） 議案第3号 農地法第3条の規定による許可

（2） 議案第4号 令和7年度最適化活動の目標の設定等

（3） 報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出

<会議の詳細>別紙のとおり

【 署 名 】

議 長

西村 寛

署名委員

西川 敬玲

署名委員

西口 猛

令和 7 年 4 月 8 日（火）午前10時00分～午前10時20分

農業委員会議事録

会長	ただ今から令和 7 年第 3 回農業委員会総会を開催いたします。 本日の委員会は、9 名中 8 名の出席で、定足数に達しておりますので、成立しております。 本日の議事録の署名委員でございますが、7 番：西川委員、8 番：西口委員にお願いすることといたします。 それでは、本日の議事に移ります。 議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可」です。 それでは事務局説明願います。
事務局	農地法第 3 条の規定による許可申請がありましたので、ご審議をお願いいたします。 農地法第 3 条の規定による許可申請とは、農地を農地のまま、売買又は貸借等の権利の移動・設定を行う場合に申請するものです。 それでは、議案第 3 号の議案書をご覧ください。申請は、1 件です。 許可要件をまとめた資料につきましては、議案書添付の【別添】農地法第 3 条調査書をご覧ください。 申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料 1 ページから 11 ページでございます。 なお、本申請につきましては、親族内での所有権移転であり、譲受人世帯での営農状況は今後も変更なく行われる計画で、耕作地は現状のまま使用するため、周辺への影響はないものと見込まれます。 申請内容について、添付資料 1 ページの許可申請書をご覧ください。 1 の申請者氏名等および 2 の土地の所在等は申請書のとおりでございます。 続いて、2 ページの「農地法第 3 条の規定による許可申請書（別添）」をご覧ください。 まず、第 1 号関係でございますが、1－1 に記載のとおり、権利を取得しようとするもの又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況は、全て自作地でございます。 次に、申請地の取得後の営農計画、機械の所有の状況、農作

業に従事する者の状況につきましては、1－2の(1)から(3)に記載のとおりです。

続いて、3ページをご覧ください。第2号関係につきましては、法人に関する要件であり、本件は個人のため、「その他」に該当いたします。

次に、第3号関係につきましては、信託要件であり、本件は信託によるものではないため、「その他」に該当いたします。

次に、第4号関係でございますが、権利を取得しようとする者及びその世帯員の農作業への従事状況につきましては、「4権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作に必要な農作業への従事状況」に記載のとおりでございます。

次に、第5号関係でございますが、5に記載のとおりとなります。

続いて、4ページに移りまして、第6号関係でございます。これは所有権以外の権原に基づき農地を貸付または質入れする場合の要件であり、本件は該当いたしません。

次に、第7号関係でございますが、「7周辺地域との関係」につきましては、申請書に記載のとおりでございます。

それでは、許可要件の確認をいたします。議案書添付の【別添】議案第3号「農地法第3条調査書」をご覧ください。

個人による所有権移転は、農地法第3条第2項第1号・第4号・第6号の各要件を満たす場合に許可することができます。

まず、第1号要件の全部効率利用要件につきましては、譲受人及びその世帯員は、農作業に必要な機械として田植機、トラクター、コンバイン、軽トラを所有しており、長年にわたる農作業経験もあるため、保有する農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

次に、第4号要件の農作業常時従事要件につきましては、譲受人及びその世帯員は、年間150日以上農作業に従事しており、農作業を行う必要がある日数、農作業に従事すると見込まれます。

最後に、第6号要件の地域調和要件につきましては、本件は、親族内での所有権移転であり、権利移転後も、現状のまま利用する予定であります。

また、現地調査により周辺の農地を含めた当該申請地の利用状況等も確認し、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと見込まれます。

以上のことから、本件は許可できる案件と考えます。

会長	ただいまの説明について、ご質問等はございませんでしょうか。はい、木原委員。
木原委員	すいません、別添の2ページなんですけれども、ふと思ったんですが、(3)農作業に従事する者の①は権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況ということで、取得する者なので、この方の年齢からしたら64というのは譲り渡す側なのかなと。世帯員なので同じ顔ぶれでやるという意味合いでお父様の方の年数が書いてるんじゃないのかなと思ったんですけども、文書上、ここ取得する者の経験なので、年齢上回っているのは。世帯員含むのかなと思ったんですけども、②の方に世帯員等のことがあるということは、取得者のことを書くのかなと今思ったんですね。今まであまり気にしなかったんですけど。
事務局	ここですね。
木原委員	そうです。権利を取得する者、その者のという風な書き方をしているので、世帯でみるんじゃないんじゃないかという気がしたので、差し支えるところではないと思うので。
事務局	この文言が、他のものは世帯員等と含まれてて、ここだけどういう風になっているのか、大阪府農業会議とも連携して確認をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。
会長	他には、質問等はございませんでしょうか。 それでは、採決にはいります。 議案第3号「農地法第3条の規定による許可」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。 【委員挙手】 ありがとうございます。全会一致で、議案第3号「農地法第3条の規定による許可」について、議案のとおり許可することと決しました。 次に移ります。 議案第4号「令和7年度最適化活動の目標の設定等」についてです。

事務局	それでは事務局説明願います。 本件は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定による農地等の利用の最適化の推進に係る活動の透明性を確保するため、法第37条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされています。 また、「農業委員会による最適化活動の推進等について」が定められ、各農業委員会は、最適化活動の実施状況の公表に当たり、最適化活動の目標の設定等に取り組むこととされているもので、その策定・公表をするに当たり、委員会の意見を求めるものです。 では、「令和7年度最適化活動の目標設定等」について、議案書添付の資料をご覧ください。 まずローマ数字のⅠ農業委員会の状況についてです。 1 農業委員会の現在の体制ですが、任命委嘱日、令和5年7月20日、任期満了日は令和8年7月19日です。農業委員数は定数9名、実数も9名になっており内、女性1名、中立委員1名となっております。最適化委員は定めておりません。 2 農家・農地等の概要ですがこちらの数値は2020年農業センサス及び令和5年の耕地及び作付面積統計に基づいて記入しております。 続きまして次ページのローマ数字のⅡ最適化活動の目標についてであります。 1 最適化活動の成果目標（1）農地の集積①現状及び課題について、現状の「管内の農地面積」は市内生産緑地面積を記載、「これまでの集積面積」は経営局長通知により国版認定農業者と基本構想水準到達者の農地面積を記載し、その結果、集積率は4.5%となります。課題としましては、「宅地化の進行により農地が減少しているだけでなく、家族経営の従事者が多く、人手不足のため経営農地の拡大が難しい。また、農業者の高齢化に伴い、農業経営は一層厳しい状況」にあります。②目標につきまして、表の一番上、目標年度及び集積率に関しては大阪府の方針に基づき令和16年度に集積率26%としております。この26%の目標には大阪版認定農業者も含めるとありますので、今年度の目標に大阪版認定農業者の農地面積を記載しております。 （2）遊休農地の解消について、①現状及び課題②目標については令和6年度の農地パトロールにてご指摘のありました農
-----	--

	地に関しても、その後、事務局により確認したところ草刈り等されており遊休農地として報告する農地はございません。 続きまして次ページをご覧ください。 (3) 新規参入の促進①現状及び課題ですが令和4年度から昨年度までは新規参入者0でございます。継続課題として「農業への新規参入希望者が少なく、また貸付を希望する農地が少ない為、参入が難しい」としております。②目標の表についてですが権利移動面積は令和3年度0ha、4年度0ha、5年度0haとなっており、平均が0haであります、様式上は小数点第1位を四捨五入された数値で標記されます。その下の「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」が目標にあたりますが目標は平均の1割以上とされておりますので0haを目標としておりますが、権利移動面積と同様に様式上ご覧の数値となっております。 次に2最適化活動の活動目標(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、1人当たりの活動日数は月2日とし、内訳といたしましては2週間に1度の活動で月2日と考えております。(2)活動強化月間の設定目標は10月に農地パトロールを予定しており(3)新規参入相談会への参加目標は詳細未定ですが1回としております。 本件についての説明は以上でございます。
会長	ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。 ご意見がないようですので、採決にはいります。 議案第4号、「令和7年度最適化活動目標の設定等」について、決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 【委員挙手】 ありがとうございます。全会一致で、議案第4号「令和7年度最適化活動目標の設定等」については、議案のとおり決定することとします。 次に移ります。 報告第4号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」についてです。 それでは事務局説明願います。
事務局	本件は、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにする届出があったことにつき、門

	真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。 届出内容につきましては、報告第4号の議案書をご覧ください。届出につきましては、1件です。 申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料12ページから20ページでございます。 届出内容は、12ページのとおり転用の目的は倉庫であり、すでに転用されております。 現地調査へは、事務局より河坂が実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。
会長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。 本回の議題は以上です。総会はこれで閉会いたします。ありがとうございました。